

ロールズの反省的均衡とはどのような思考か

—P4C における正当化の一様式—

What Kind of Thinking is Rawls's Reflective Equilibrium?:

A Form of Justification in P4C

中西亮太（東京大学大学院教育学研究科博士課程）

【要旨】

本稿の目的は、子どもための哲学（P4C）において注目されるロールズの反省的均衡に焦点を当て、それがいかなる思考であるかを明らかにすることにある。本稿はロールズの反省的均衡を、正義の問題に対して、理に適った判断や原理、合意を形成する思考の過程として捉える。本稿では、反省的均衡に対する批判を検討しつつ、それを判断や原理、合意の形成とその正当化の過程を伴うものとして描き、この思考の妥当な使用領域を明らかにする。

The purpose of this paper is to identify what kind of thinking is Rawls's reflective equilibrium which is got attention in Philosophy for Children (P4C). This paper will understand reflective equilibrium as a process of thinking to form reasonable judgment, principle and consensus for questions of justice. This paper will examine a criticism of reflective equilibrium, and then portray it as involving the process of justification for judgement, principle and consensus, and reveal a valid domain of this thinking.

【キーワード】

ジョン・ロールズ、子どもための哲学、反省的均衡、正当化、理に適っていること、整合説、思考、合意、熟考された判断

John Rawls, Philosophy for Children, Reflective Equilibrium, Justification, Reasonableness, Coherence Theory, Thinking, Consensus, Considered Judgment

1 はじめに—P4Cにおける反省的均衡と問題の所在

子どものための哲学(Philosophy for Children、以下、P4C)では、子どもの哲学的な思考を育むために多様な思考の方法が検討され、「反省的均衡(reflective equilibrium)」がしばしば参照されてきた。本稿の目的は、この反省的均衡がいかなる思考であるかを明らかにすることにある。このとき反省的均衡を命名したジョン・ロールズ(John Rawls)を考察の対象とする⁽¹⁾。本稿の反省的均衡の解釈はいわゆるロールズの政治的リベラリズム期に立脚する。結論の先取りではあるが、ロールズの反省的均衡は、広義での哲学的な問いへの「真なる答え」を導くためのものではなく、正義を主題とした限定的な問いに対し、民主的に「理に適った合意」を導くためのものである。反省的均衡のこうした様相を描き出すことは、P4Cにおける反省的均衡の妥当な使用領域を示すことにつながる。

P4Cに理論的基盤を提供したリップマンは、「探求の共同体(community of inquiry)」は反省的均衡を採用すべきであると考えている。リップマンによれば、「反省的均衡は可謬主義(fallibilistic)の意味で、すなわち、探求の共同体の教室における反省的均衡の目的は、岩盤のような知識の究極的基礎を見つけることではないということを理解し」なくてはならない(Lipman 2003: 197=285)。リップマンは育成すべき思考は複数あるとし、探求の目標を「思考の体系が反省的均衡に至ること」に定める(Lipman 2003: 103=148)。反省的均衡は、「多元的思考(multidimensional thinking)」の相互作用によって(Lipman 2003: 197=285)、誤りに開かれつつも、より進歩的な判断に達した状態を示す。

リップマンを踏まえゴールディングは、P4Cにおける哲学的進歩(philosophical progress)は「我々が有する不調和や不適切さを解消するために、十分に包括的で精巧な新しい構想(conception)に向かうことで哲学の問題を解決し、現時点で意味をなすように問題を変換することによって達成されると考える(Golding 2009: 242)。ここで選ばれる構想は、「我々の問主観的に受容できる理由づけられた判断と広い反省的均衡を成すものでなければならない」(Golding 2009: 244)。ゴールディングはある構想がより良いものであると判断する基準として、「明確・正確／曖昧」「理に適っている／理に適っていない」「深い／表面的」など十個の評価軸を設定する(Golding 2009: 264)。これらの基準を満たしながら反省的均衡に至ることで哲学的進歩がもたらされる。ゴールディングは自らの立場を「新ロールズ主義的であり、正当化に関するクワイン主義様式の全体論(holistic theory)を含むものである」と述べる(Golding 2009: 244n)。さらに、ゴートとゴートはロールズの反省的均衡の実践への応用を試みる。ここでは反省的均衡に基づき、探求を子どもによる原理と判断の調整の過程として解釈している(Gaut and Gaut 2012: 138)。

以上のように、P4Cでは反省的均衡が哲学的に進歩した地点に進むための思考の過程として、またその結果として捉えられている。ここで問うべきは、なぜP4Cにおいて反省的均衡は妥当な思考であるのかということである。少なくとも上で挙げた研究は、反省的均衡の思考の過程やその結果の正当性を十分に内在的に議論しているとは言い難い。後述の通り、ロールズは、正義の問題に対して、「政治的構想(political conception)」という人びとが共有する価値観を基にした合意形成を主眼に置く。この主眼を適切に捉えることが、P4Cにおける反省的均衡の妥当な使用領域を検討するうえで必要になる。

P4Cにおける以上の受容状況の一方で、反省的均衡はその構造解明や批判的検討が行われている。例えば、倫理学の理論構築分野では基礎づけ主義(foundationalism)と整合説

(coherence theory)の対立構図がある(児玉 2010:177)。基礎づけ主義がそれ自体は正当化を必要としない基礎的な信念から他の信念を演繹的に正当化するのに対し、整合説はある信念は整合的な信念体系に属していることによって正当化されると考える。この対立構図の中で反省的均衡は整合説に位置づく(児玉 2010:178)。しかし、反省的均衡は整合説としての立場を取るがゆえに多様な批判がなされてきた。初期の代表的な批判として、直観主義批判と相対主義批判が挙げられる。前者は反省的均衡の過程が個人の判断に依拠する点で直観主義的な結果を免れないことを批判し(Brandt 1979; Hare 1989)、後者は反省的均衡が必ずしも同じ結果を個々人に導くものではないことを批判する(Singer 1974)⁽²⁾。

以上の倫理学による反省的均衡の解釈は、それを理論構築を可能にする思考の過程として捉え、反省的均衡の結果の正当性を問うものとして理解できる。こうした正当化をめぐる観点は、P4Cにおける正当化の様式の一つを捉え、検討する筋道を与えてくれる。

以上を踏まえ本稿では、まずロールズの反省的均衡を検討する。ロールズが二つの反省的均衡を区別したことを踏まえ(2節)、それによって個々人の理に適った判断や原理の形成を目指したことを明らかにする(3節)。次に、反省的均衡の批判を検討する(4節)。ここでは、反省的均衡が理に適わない結果を導出する可能性を取り上げる。その後、ロールズの反省的均衡と理に適った合意の関連を検討し、批判への応答を試みる(5節)。最後にまとめとして、P4Cにおける反省的均衡の意義と限界を提示する(6節)。

2 二つの反省的均衡

『正義論』(first 1971, revised 1999)でロールズは、反省的均衡を次のように述べる。

最終的に我々の原理と判断とが適合し合っているから均衡なのであり、どのような原理に判断を従わせたのか、原理を導出した前提が何か、ということを知っているから反省的なのである (TJ/Rev: 20/18=29)

ここで「判断」とは、「我々の道徳的能力(moral capacities)が歪められることなく提示される見通しが最も高い場合の判断」、すなわち「熟考された判断(considered judgement)」を指す(TJ/Rev: 47/42=67)。熟考された判断には、躊躇していたり、十分に確信を持てなかったりする判断は含まれない。また気が動転しているときの判断、自己利益のみを目指した判断も含まれない。ロールズは、熟考された判断を「暫定的な固定点(provisional fixed points)」とし、正義の問題に取り組む原理やそれを下支えする「正義の構想(conception of justice)」が適合しなければならない基準として設定する(TJ/Rev: 20/18=28)。

こうして反省的均衡は、熟考された判断と正義の構想に基づく原理とが適合した状態を指すとともに、その状態を目指す過程として提示される。ここで重要なのは、正義の問題をめぐるのは、純粋な推論などで到達した原理でも、また人びとがその時点では確信を持つ判断でも、それらが不一致を起こせばいずれも修正を免れないという点である。何ものかに特別な基礎を与えず、相互の適合関係を模索するこの立場は整合説に位置づく⁽³⁾。

『正義論』ではこの反省的均衡をめぐる二つの解釈が示される(TJ/Rev: 49-50/43=68-69)。一方は反省的均衡を自身の判断とおおむね一致する原理を選択する過程として解釈するものであり、他方は判断と一致し得るあらゆる原理を比較・検討し、選択する過程として解

積するものである。ロールズはのちに前者を「狭い反省的均衡(narrow reflective equilibrium)」、後者を「広い反省的均衡(wide reflective equilibrium)」と呼び分けるようになる。ロールズによれば(JF: 30-31=59-60)、狭い反省的均衡は何らかの原理が提示され、受容可能であるとわかった場合、ある個人がこの原理を採用し、自身の判断と整合させたことを指す。「均衡が狭いのは、[...] 整合性を達成するために修正の必要が最も少ない正義の構想〔やそれに基づく原理〕を探しただけであり、他に選択可能な正義の構想もこれらの構想のさまざまな擁護論の力も当人格によって考慮されていない」ためである。他方、広い反省的均衡とは、狭い反省的均衡の検討に加え、他にも選択可能な構想や原理、擁護論を注意深く比較・検討すること、およびそのうえで成立する整合性を指す。

この二つの反省的均衡の命名は論文「道徳理論の独立性」(1975)で行われる。曰く、正義の問題をめぐる原理はそれを下支えする正義の構想が比較・検討されることで選択される。この比較・検討の過程で用いられる思考が広い反省的均衡である。

我々は、〔広い反省的均衡に基づき、〕道徳理論家として観察するという役割を採用しながら、人びとが他の妥当な構想を熟考する機会、そしてそれらの構想が支持する根拠を評価する機会を持つとき、どんな原理を人びとが認め、その原理の結果を受け入れるのかということ調べているのである。(IMT: 289)

ロールズはあらゆる正義の構想を比較・検討できるとは考えていない(IMT: 289)。しかし、広い反省的均衡を採用することで、複数の構想の比較・検討が要請され、原理を下支えるものと自身の判断の整合性を模索することができるようになる。

以上から示唆される通り、反省的均衡は特定の判断や原理の価値を所与のものとして認めるわけではない。次節で述べる通り、ロールズは「全員が受容可能な観点」から客観性が生まれると考えた。広い反省的均衡では、さまざまな正義の構想を比較・検討することで、整合性を作り出すために判断や原理に対して修正を行うことが目指される。このとき、比較・検討に挙がる構想（やそれに基づく原理）には、自分とは異なる判断が含まれることを踏まえれば、広い反省的均衡は他者の判断との比較・検討をも要請する。ここにおいて反省的均衡は、正義の問題に対して、自身の判断とさまざまな原理や構想、他者の判断とを比較・検討し、整合性を模索する過程を含んだ思考であると言える。

3 反省的均衡と理に適った判断や原理の形成

前節ではロールズが反省的均衡を狭いものと広いものとに分け、後者を重視したことを明らかにした。本節では、反省的均衡を通して、判断や原理がどのように変化するかという筋道を描く。以下ではまず、スキャンロンによる解釈を手がかりとしたい。

スキャンロンは、ロールズの反省的均衡を「記述的解釈」(descriptive interpretation)と「熟議的解釈」(deliberative interpretation)の二つの方面から検討する。記述的解釈に従えば、「反省的均衡は特定的人格や集団が持つ正義の構想を特徴づける」ことを目的とし、熟議的解釈に従えば、「反省的均衡は正義について信じるべきものを理解する」ことを目的とする(Scanlon 2003: 142)。スキャンロンは、「我々の熟考された判断とは何かということを決めようとするときには、(単に記述的にではなく、)熟考された判断について考えることが避け

られない」と言う(Scanlon 2003: 147)。

与えられた判断が我々の多くの他の熟考された判断を説明する原理に適合しないという事実は、その判断についての考え方を・変えるよう導く。さらに与えられた原理をま・さに説明する原理が他の方向では明らかに間違っているように見えると分かるとき、我々は〔原理についての〕考え方を・変えるようまた導かれる。(Scanlon 2003: 148)

この引用に見られるように、反省的均衡には判断や原理を「記述」する役割以前に、判断や原理を修正することで諸要素の整合性を見出す「熟議」の機能が含まれる⁽⁴⁾。

しかし、反省的均衡の熟議的機能はそれを経た判断や原理が正当であることを即座に導くわけではない。スキャンロンは、異なる「判断」に由来する不一致には、「さらなる反省のうへで、人が受け入れた判断は正しいのか、彼／彼女は私が受け入れた判断を拒否するが、それは正しいのか」を検討しなくてはならず、異なる「選択」に由来する不一致には、「〔自他の〕選択が理に適っている(reasonable)のか」を検討しなくてはならないと考える(Scanlon 2003: 152)⁽⁵⁾。このスキャンロンの議論に見られるように、反省的均衡を理解するうへでは、それが正当な判断や原理を生み出す思考であるという論拠が示される必要がある。以下では、ロールズがこの論拠をいかに扱っているかの検討を行う。

ロールズは論文「道徳理論におけるカント的構成主義」(1980)以来、「あなたと私の観点(the view of you and me)」を提起する⁽⁶⁾。

ここ〔=あなたと私の観点〕でのテストは、一般的で広い反省的均衡のそれである。すなわち、あらゆる一般性(generality)のレベルから、しかるべき吟味ののちに、全体としての見解が我々のよりしっかりした熟考された確信〔や判断〕とどれほどよくかみ合っているか、どれほど〔判断を〕明確にしているかと問うものである。このテストはやむを得ないようなすべての調整と修正がなされたときに行われる。この基準に合致する教説(doctrine)は、このとき確かめ得る限りで、我々にとって最も理に適ったもの(the most reasonable)である(KC: 321; cf. PL: 28)。

以上の通り、ロールズは反省的均衡を通して、判断や原理を「一般化」することを目指し、この結果に導かれたものを「最も理に適っている」と考える。では、ここで「理に適っている」とはいかなることなのか。例えばロールズは次のように述べる。

正義の構想の正当化とは、我々にとって所与の秩序と真(true)に対応させることではなく、自分自身や自身の願望の深い理解と一致すること、公的生活に埋め込まれた歴史や伝統から我々にとって最も理に適った教説であるという認識と一致することである。〔...〕道徳的客観性(moral objectivity)は安定的に構成された全員が受容可能な社会的な観点から理解されなくてはならない。正義の原理を構成するこの手続きを離れてはいかなる道徳的事実(moral facts)も存在しないのである(KC:306–307)。

ロールズによれば、判断や原理は「全員が受容可能な観点」から正当化ができる。他者

との観点の共有は正当化の対象を一般化、すなわち「あなたと私の観点」から検討することに結びつく。この「手続き」は判断や原理を「理に適ったもの」とするための条件として設定される⁽⁷⁾。こうして反省的均衡は、正義の問題に対して、他者と共有し得る観点から理に適った判断や原理を形成することを目指し、そのための正当化を伴う思考の過程であると言える。しかし、こうした反省的均衡は次節で見る批判を受けることとなった。

4 反省的均衡への批判

本節ではケリーとマクグレイスの批判を検討する⁽⁸⁾。ケリーとマクグレイスによる批判は、反省的均衡の内在的な問題を取り上げようとするものである。この批判を踏まえることが、P4Cにおける反省的均衡の意義と限界を述べる手がかりとなる。

ケリーとマクグレイスは二つの問いを示す(Kelly and McGrath 2010: 337)。一方は「個人内の問い(the intrapersonal question)」と呼ばれ、〈反省的均衡によってある個人が到達できる固有の均衡点は存在するか〉と問う。他方は「個人間の問い(the interpersonal question)」と呼ばれ、〈反省的均衡によって異なる個人が固有の均衡点で一致するか〉と問う。重要な問いは後者である。ケリーとマクグレイスは、ロールズは「異なる個人が根本的に異なる判断の一式、すなわち熟考された判断として資格を与えられたすべてのものから〔反省的均衡を〕始めることをはっきり認める」ため、反省的均衡はその開始点(starting point)に判断間の対立を必然的に含むと言う(Kelly and McGrath 2010: 339)⁽⁹⁾。ここでは反省的均衡をめぐる「個人間の問い」に向き合う必要が生じる。

このときロールズは、3節で述べた「全員が受容可能な観点」から客観化された判断を求める。しかしケリーとマクグレイスは、ここに反省的均衡によっては提供され得ない判断を当初から正当化するための別の理論があると言う。すなわち、「ある個人にとって広い反省的均衡を追求する開始点は、人がそのとき持っているものの中で〔すでに〕正当化された判断のみで成る集合」が担うことが前提されている、と(Kelly and McGrath 2010: 348)。例えば、素朴に熟考された判断を認める場合、当人にとっては熟考された判断でも、「時として無作為に殺人をする道徳的義務がある」などといった信頼性の低い判断が含まれる可能性がある(Kelly and McGrath 2010: 348)。ロールズはこうした判断を排除するために、「全員が受容可能」という「他の語り」による正当化を展開した(Kelly and McGrath 2010: 353)。対してケリーとマクグレイスは、ロールズ的に正当化されていない判断でも理に適っていることはあるし、逆に正当化された判断でも実際には理に適っていない結果をもたらす可能性が拭いきれないことを指摘する(Kelly and McGrath 2010: 349)⁽¹⁰⁾。この点において、反省的均衡はそれ自体から提供できない正当化をめぐる「他の語り」を用いるだけでなく、特有の正当化に基づく限界を有するとされる。

以上のケリーとマクグレイスの批判は反省的均衡の正当性を問うものとして理解できる。言い換えれば、ロールズの言う「理に適っていること」が実際の意味で理に適っているかどうかを問うものである。この批判はP4Cにおいて反省的均衡を一足飛びに採用することの牽制となる。次節ではロールズに立ち返り、二人の批判に対する擁護を試みる。

5 反省的均衡と理に適った合意の形成

ケリーとマクグレイスの批判を越えるためには、反省的均衡が何のために採用された思

考であるかを検討する必要がある。2節、3節で示した通り、反省的均衡は、正義の問題に対して、理に適った判断や原理を形成するための思考の過程である。「理に適っていること」が全員の受容可能性を問う指標であることを踏まえれば、反省的均衡は他者との協働的な合意形成を目指す過程であるとも言える。そして実際、ロールズは論文「重なり合う合意の観念」(1987)や『政治的リベラリズム』(2005)で自らの合意論を発展させる。

ロールズは反省的均衡を踏まえ、「重なり合う合意(overlapping consensus)」の形成を論じる(IOC: 425n; PL: 388)。ここで正義の構想に関して、「包括的教説(comprehensive doctrine)」と「政治的構想」が区別される(IOC: 423-424; PL: 11-15)。前者は市民生活の宗教的、哲学的、道徳的な諸相を覆う背景的な価値観(・構想)を指し、後者は公共文化(public culture)に埋め込まれた多様な包括的教説が共有する価値観(・構想)を指す⁽¹¹⁾。ロールズは、価値多元的な社会において、包括的教説に基づく合意の限界を認め、正義の政治的構想に基づく合意を目指す(IOC: 422-423; PL: 133)。

ロールズは、各々の包括的教説が共通の政治的構想を内包していることを理解できれば、人びとはそれを理に適ったものとして合意するようになる⁽¹²⁾。そのためには「しかるべき反省(due reflection)」(IOC: 435; PL: 151)、すなわち反省的均衡を経た熟考された判断とも一致する政治的構想が必要となる。ロールズは次のように述べる。

政治的構想はせいぜいのところ、単に少なくとも憲法の必須事項への政治的合意の到達を手助けする熟議や反省のガイド的枠組みに過ぎない。我々の見解が明確になり、熟考された確信〔や判断〕がより整合的になるのであれば、そして立憲政体(constitutional regime)の基本観念を受容する人びとの良心的な確信の間の溝を埋めるのであれば、政治的構想は実践的な政治的目的を叶えたことなる。[...]我々がわかっているのはただ次のことである。政治的構想を支持し、公共的な政治文化の基本観念のもとで育ち、それらに精通した市民は、政治的構想の熟議の枠組みを取り入れるならば、相互尊重(mutual respect)に基づいて政治的協働を維持できるぐらい十分に彼らの判断が一致すると気づくようになる、と。(IOC: 438-439; cf. PL: 156)

以上からわかるのは、判断や原理が理に適っているのはそれが公共文化に埋め込まれた正義の政治的構想に立脚するときである。政治的構想は熟議や反省を導くものであるとともに、これに基づくことで人びとは判断や原理への合意を実現できようになる。

ロールズは、論証とは「健全である(sound)だけでなく、公示的に(publicly)健全であると見なされ得るようなものでなければならない」と考える(IOC: 443; PL: 206n)。人びとは政治的構想が何であるかを理解し、支持することで、それに基づく判断や原理は理に適っていると考えるようになる。反省的均衡を通して合意が深められ、広げられることで、重なり合う合意は形成される。重なり合う合意は文字通り個々人の価値観の間で重なり合った部分である正義の政治的構想を見出すことで成立する合意である⁽¹³⁾。

ここまで確認してきた通り、ロールズにとって反省的均衡に基づく合意は、正義の問題、より厳密には「政治的な」正義の問題に焦点を当てるものである。このとき合意の対象となる判断や原理の正当性は、それが「公示的に健全であること」、すなわち共有する正義の政治的構想に立脚して全員が受容可能であることに基づく。

以上を踏まえ、4節のケリーとマクグレイスの批判を検討する。ケリーとマクグレイスは、反省的均衡には熟考された判断を事前に正当化する別の理論が必要であると論じた。こうした批判は反省的均衡が整合説の立場を取ることを見落としているように思われる。反省的均衡においてある判断が正当であるのは、それが選択する原理や他者の判断、他の原理と比較・検討したうえで整合性を持つときである。このときロールズは、正当化の立脚点として正義の政治的構想を措定した。確かに、政治的構想の議論は反省的均衡にとって一見して「他の語り」のように捉えることもできる。しかし上述の通り、政治的構想は包括的教説が含む一部を構成するものでもある。包括的教説が個人の背景的な価値観を成すことを踏まえれば、それは個人の判断にも影響を及ぼす。同様に、政治的構想も個人の判断に影響を与えるものであり、それを反省的均衡にとって「他の語り」とするのは判断の在り様の本質を見落としているように思われる。反省的均衡において政治的構想は、判断や原理と整合性を模索されるべき要素の一つとして位置づけられなくてはならない。さらに、反省的均衡の整合説的性質を踏まえれば、政治的構想は正当化の立脚点になり得るとは言え、時として修正を求められることになる⁽¹⁴⁾。

またケリーとマクグレイスは、ロールズの「理に適っていること」の基準によって、実際には理に適っていない結果が生じる可能性、理に適っているにも関わらず理に適っていないと見なされる可能性を指摘した。この批判については二つの方向から応答できる。第一に、反省的均衡の結果が理に適っていないと判明するのは事後的であることに要点がある。ロールズの反省的均衡は、その時点で最も理に適っているものを見出す思考であり、結果として誤っていた場合には、再度反省的均衡の過程に投げ込まれることになる。第二に、ロールズの熟議論には多様な価値観が公共化される可能性があり(中西 2020)、重要な判断を反省的均衡が取り込む契機は残されているように思われる。なぜなら、先にも述べた通り、政治的構想はそれ自体も修正の対象となり得るものである。この点を踏まえれば、実際には理に適っているものが受容されない場合、それを受容しない政治的構想を問うというより根本的な態度が人びとに要請されることとなる。

6 おわりに—P4Cにおける反省的均衡の意義と限界

ここまで本稿では、ロールズの反省的均衡に焦点を当ててきた。以下ではこれまでの議論をまとめ、P4Cにおいて反省的均衡を用いることの意義と限界を検討する。

本稿では、ロールズの反省的均衡が自身の判断と選択する原理の間の整合性を超え、他者の判断や他の原理と比較・検討し、整合性を模索する過程であることを示した。このとき、全員が受容可能な仕方で、他者と共有した正義の政治的構想に基づくことで、正当な、すなわち理に適った判断や原理の形成が可能となる。政治的構想という各人の包括的教説のうち公共文化に根差す部分に立脚することで、重なり合う合意、いわば理に適った合意の形成が可能となる。一方で反省的均衡は、その整合説的性質に基づいて、政治的構想の修正も許容する。こうした反省的均衡は、正義の問題に対して、その時点で最も理に適った判断や原理、合意を目指し、そのための正当化を伴う思考の過程であると言える。

P4Cにおいて反省的均衡を受容する際に重要なのは、それが「(政治的な)正義の問題」に焦点を当てており、「真なる答え」ではなく、民主的に「理に適った合意」を探求しているという点である。合意を探求すべき問いを多く用意し得る P4Cにおいて、反省的均衡は

妥当な思考の過程であると言える。反省的均衡の教育は、子どもが民主社会に参入するための市民性教育の一環として位置づけることが可能だろう⁽¹⁵⁾。

一方、反省的均衡が合意形成のための思考の過程であるがゆえの限界もある。すなわち、「哲学の探求」と「合意の探求」は切り離して考えなくてはならない。ロールズは正義の問題へのアプローチとして反省的均衡を採用した。政治的な決定がおおよそ民主的な手続きを要求する点において、反省的均衡はロールズの意図には沿うのかもしれない。しかし、哲学の問題には必ずしも民主的な合意を形成するための思考が適切であるとは言えないのではないだろうか。むしろ、整合性を哲学の問題をめぐる正しさの条件として見なし、可謬主義的に哲学的解を磨いていく立場を認めることも不可能ではない。実際、1節で挙げた P4C の論者や整合説派はこの立場に立つと思われる。しかし、哲学ではなお、こうした正しさや真理観を問うことができるのではないだろうか。本稿が述べた反省的均衡が持つ意義と限界を捉えつつ、同様にして他の思考が検討し直される必要がある。これによって、P4C における探求が一層豊かなものへと方向づけられていくだろう。

【註】

- (1) ロールズは反省的均衡を論じる際、グッドマンの演繹的推論と帰納的推論による正当化の議論を参照する(TJ/Rev: 20n/18n=29n; Goodman 1955: 65-68=108-112)。本稿では「反省的均衡」と述べる際、「ロールズの反省的均衡」を指す。『正義論』以降、ダニエルズによる「背景理論(background theories)」を踏まえた反省的均衡や、デポールの「穏健な基礎づけ主義(modest foundationalism)」に基づく反省的均衡などが登場した(Daniels 1996; DePaul 1993)。P4C ではロールズとともにダニエルズが参照されることがあるが(cf. Golding 2009)、二人の反省的均衡の間の厳密な区別やその検討がされているわけではない。本稿はロールズに焦点を当てることで、P4C における彼の反省的均衡の意義と限界を明らかにすることを目指す。
- (2) こうした文脈で、伊勢田は反省的均衡を穏健な基礎づけ主義的に解釈する。これは、「それ自体で一番もっともらしい命題を基礎命題として、そこから導出されるかどうかで他の命題が正当化されているかを判断する」立場である(伊勢田 2012: 10)。伊勢田はロールズの反省的均衡もこの立場で理解できると考え、直観主義批判や相対主義批判を退ける(伊勢田 2012: 20-21)。
- (3) ロールズは、反省的均衡で到達した原理は我々の正や正義の概念を「解明(explication)」したものであると言う(TJ/Rev: 111/95-96=149-150)。こうした解釈は、反省的均衡が P4C における問いの構造を明らかにするとともに、関連する概念を明確化する機能を持つことを示唆する。
- (4) このスキャンロンの解釈は反省的均衡を直観主義批判から擁護するものとして理解できる。
- (5) スキャンロンはロールズの正当化論として「公共的理性(public reason)」を論じる。本稿では公共的理性の議論に関連する判断や原理の受容可能性を扱うため、公共的理性それ自体への言及は行わない。反省的均衡と公共的理性、後述の重なり合う合意の関係は福間(2007)を参照。
- (6) ロールズは「原初状態の当事者の観点」「よく秩序づけられた社会の市民の観点」「あなたと私の観点」の三つを区別する。本稿では扱わないが、前二者は判断や原理の形成をめぐる、その制約を果たす共有された正義の構想から原理を選択する際の観点を指す(KC: 321; PL: 28)。
- (7) 『政治的リベラリズム』にもこの客観性観が記されている(PL: 110-116)。
- (8) 反省的均衡への批判を網羅的に紹介したものとして Cath(2016)を参照。
- (9) ケリーとマクグレイスの批判は、ロールズの反省的均衡をめぐる直観主義批判に通じる。ケ

リーとマクグレイスによるこの批判はスキャンロンにも向けられている。ケリーとマクグレイスは、3節で挙げたスキャンロンが述べる不一致の検討に関して、「他者の開始点にかなり多くの誤りがあるように見えるという〔当事者にとっての〕事実は、[...] 典型的には〔そうした見え方自体が当事者〕自身の開始点と区別」された見方ではないと言う(Kelly and McGrath 2010: 345)。ケリーとマクグレイスは、不一致の検討自体も個々人の開始点に依拠せざる得ないと考える。

(10) ケリーとマクグレイスは有色人種の例を挙げる(Kelly and McGrath 2010: 348)。有色人種の訴えは自己利益に基づく主張であり、ロールズの立場では正当化され得ないと言う。しかし有色人種的主張は実際には理に適っており、即座に擲り上げることができない問題点が指摘される。

(11) 基本的な政治的構想として、政治的で公民的な自由や機会平等、道理性(reasonableness)や公正性(fairmindedness)を含む公共的理性に関わる市民性などが挙げられる(cf. PL: 139)

(12) ロールズは、政治的構想と包括的教説が不一致を起こした場合、人びとは包括的教説の側を修正あるいは取り下げると考えている。なぜなら政治的構想は民主社会に埋め込まれたものであり、合意を目指す人びとにとっては、より優先すべきものだからである(IOC: 441n; PL: 160)。

(13) 『政治的リベラリズム』では、立憲的合意(constitutional consensus)から重なり合う合意へと発展する過程が示される。前者は何らかの合意が獲得されているものの、共有された政治的構想によって十分に支えられていない状態を指す(PL: 158)。一方、後者は立憲的合意を政治的構想によって支え、その奥行(depth)と射程の広さ(breadth)をもって、社会の基本構造を覆う政治的構想の拡大を目指すものである(PL: 165-167)。重なり合う合意の議論は、共有された政治的構想に基づくという点において、反省的均衡を相対主義批判から擁護する道筋を提供する。

(14) こうした解釈は、註(2)の伊勢田による穏当な基礎づけ主義的な反省的均衡の解釈とは異なるものである。本稿ではロールズの反省的均衡の源流がクワインやグッドマンなどの整合説やプラグマティズムにあることを踏まえ、伊勢田の言うところの「一番もっともらしい基礎命題」となる政治的構想も、単に差し替えではなく、意味をめぐって修正される可能性があると考ええる。

(15) リップマンは、探求に基づく社会では「民主主義と理に適っていること（／道理性）(reasonableness)」が教育の重要な要素となると述べる(Lipman 2003: 204=297)。リップマンをはじめ、P4Cでは“reasonable”概念の受容が進む。P4Cと“reasonable”概念を扱った研究としてCosta-Carvalho and Mendonça(2016)を参照。

【参考文献】

- Brant, R. B. (1979) *A Theory of the Good and the Right*, Oxford University Press.
- Cath, Y. (2016) “Reflective Equilibrium”, Cappelen, H., Gendler, T. S. and Hawthorne, J. (eds.) *Oxford Handbook of Philosophical Methodology*, Oxford University Press.
- Costa-Carvalho, M. and Mendonça, D. (2016) “Thinking as a Community: Reasonableness and Emotion”, Gregory, M. R., Haynes, J. and Murriss, K. (eds.) *The Routledge International Handbook of Philosophy for Children*, Routledge.
- Daniels, N. (1996) *Justice and Justification: Reflective Equilibrium in Theory and Practice*, Cambridge University Press.
- DePaul, M. R. (1993) *Balance and Refinement: Beyond Coherence Methods of Moral Inquiry*, Routledge.
- 福間聡 (2007) 『ロールズのカント的構成主義：理由の倫理学』、勁草書房。
- Gaut, B. and Gaut, M. (2013) “Teaching Philosophy to Young Children”, Goering, S., Shudak, N. J.

- and Wartenberg, T. E. (eds.) *Philosophy in Schools: An Introduction for Philosophers and Teachers*, Routledge.
- Golding, C. (2009) ““That’s A Better Idea!”: Philosophical Progress and Philosophy for Children”, *Childhood and Philosophy*, Vol. 5, No. 10, pp. 223–269.
- Goodman, N. (1955) *Fact, Fiction, and Forecast*, Harvard University Press (雨宮民雄訳 (1987) 『事実・虚構・予言』、勁草書房) .
- Hare, R. M. (1989) “Rawls’ Theory of Justice”, Daniels, N. (ed.) *Reading Rawls: Critical Studies on Rawls’ A Theory of Justice*, Stanford University Press.
- 伊勢田哲治 (2012) 『倫理的に考える：倫理学の可能性をさぐる十の論考』、勁草書房。
- Kelly, T. and McGrath, S. (2010) “Is Reflective Equilibrium Enough?”, *Philosophical Perspective*, Vol. 24, pp. 325–359.
- 児玉聡 (2010) 『功利と直観：英米倫理思想史入門』、勁草書房。
- Lipman, M. (2003) *Thinking in Education*, second edition, Cambridge University Press (河野哲也・土屋陽介・村瀬智之監訳 (2014) 『探求の共同体：考えるための教室』、玉川大学出版部) .
- 中西亮太 (2020) 「熟議をめぐるリベラル市民性教育の再検討：ロールズの“reasonable”概念と熟議論に沿って」、『教育哲学研究』、第 122 号、20–38 頁。
- Rawls, J. (1971, 1999) *A Theory of Justice*, Harvard University Press (川本隆史・福間聡・神島裕子訳 (2010) 『正義論：改訂版』、紀伊國屋書店) . 【略記：TJ/Rev】〔初版 1971 年、改訂版 1999 年：初版／改訂版の順でページを記載〕
- (1999) *Collected Papers*, Freeman, S. (ed.) Harvard University Press.
- “The Independence of Moral Theory” 【略記：IMT】〔初出 1975 年〕
 - “Kantian Constructivism in Moral Theory” 【略記：KC】〔初出 1980 年〕
 - “The Ideas of Overlapping Consensus” 【略記：IOC】〔初出 1987 年〕
- (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Kelly, E. (ed.) Harvard University Press (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳 (2020) 『公正としての正義：再説』、岩波書店) . 【略記：JF】
- (2005) *Political Liberalism*, expanded edition, Columbia University Press. 【略記：PL】〔初版 1993 年、ペーパーバック版 1996 年、増補版 2005 年〕
- Scanlon, T. M. (2003) “Rawls on Justification”, Freeman, S. (ed.) *The Cambridge Companion to Rawls*, Cambridge University Press.
- Singer, P. (1974) “Sidgwick and Reflective Equilibrium”, *The Monist*, Vol. 58, No. 3 pp. 490–517.